(目的)

第1条 この要綱は、高齢運転者の交通事故の防止及び事故等の被害軽減に資することを目的として自動車急発進抑制装置(以下「抑制装置」という。)を整備した高齢者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、那珂市補助金等交付規則(平成13年那珂町規則第19号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「抑制装置」とは、オートマチック車におけるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる急発進等による交通事故を防止及び被害を軽減するために、自動車に後付けする装置であり、国の性能認定を受けたもの又は同等の性能を持つものとして市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号 に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 市内に住所を有する満65歳以上の者であること。
 - (2) 非営利目的のため自ら使用する自家用自動車に装置を整備する者であること。
 - (3) 市内において、抑制装置の購入及び設置を行う者であること。
 - (4) 自動車運転免許証(普通自動車が運転可能な免許であり、安全運転サポート等限定条件付免許を除く。)を保有している者であること。
 - (5) 納期が到来している市税等を滞納していない者であること。
 - (6) 那珂市暴力団排除条例(平成23年那珂市条例第31号)第2条に規定 する暴力団員及び暴力団員等に該当しない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が、市内の自動車整備事業者に依頼 して抑制装置を整備するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、抑制装置の本体価格及びその整備に要する費用とする。 ただし、国等の補助金を受けている場合は、当該補助金を除いた個人が負担した 費用分とする。

(補助金の交付額等)

- 第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1とし、3万円を限度とする。 この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 2 前項の交付は、1人につき1回限りとする。 (交付の申請)
- 第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、那珂市 急発進抑制装置整備費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え

て市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 装置の概要及び機能が確認できるものの写し
- (3) 自動車車検証の写し(申請者が使用者であるもの)
- (4) 自動車運転免許証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、 交付の可否について、那珂市急発進抑制装置整備費補助金交付(不交付)決定通 知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第9条 申請者は、抑制装置の整備を完了したときは、遅滞なく那珂市急発進抑制 装置整備費補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に 提出しなければならない。
 - (1) 領収書の写し
 - (2) 整備前及び整備後の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、条件に適合 すると認められたときは、補助金の額を確定し、那珂市急発進抑制装置整備費補 助金確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、那珂市急発進抑制装置整備費補助 金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

- 第12条 市長は、第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 第3条、第4条及び第5条に規定する要件を満たしていないことが判明 したとき。
 - (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 本要綱の規定に違反したとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けて抑制装置を整備した自動車は、法令等の規定に基づき適正に管理し、整備完了日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸付、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、第12条の規定により補助金の返還を決定したときは、当該補

助金の返還を請求することができる。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当 すると認めたときは、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該整備 済自動車を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに 補助金の交付の決定を受けた者に係る第14条の規定は、同日後もなおその効力 を有する。